

○茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例

平成3年12月25日

条例第26号

改正 平成6年3月31日条例第10号

平成7年12月22日条例第29号

平成9年12月25日条例第27号

平成10年3月26日条例第12号

平成17年3月28日条例第9号

平成18年3月24日条例第9号

平成18年9月29日条例第35号

平成18年9月29日条例第38号

平成20年3月19日条例第9号

平成20年3月19日条例第10号

平成20年10月1日条例第30号

平成21年3月25日条例第8号

平成24年2月29日条例第1号

平成26年10月1日条例第45号

平成29年6月30日条例第29号

平成30年7月2日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までに  
ある者、20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるもの又は20歳未満の者  
で規則で定める学校に在学しているものをいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(規則で  
定める状態にある児童を除く。)の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父又は母が死亡した児童
- (2) 父母が婚姻を解消した児童

- (3) 父又は母が規則で定める障害の状態にある児童
  - (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
  - (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの
- 3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、父母及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 に規定する里親以外のものをいう。
- (1) 父母が死亡した児童
  - (2) 父母が監護しない前項各号に掲げる児童
- 4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(平 9 条例 27・平 17 条例 9・平 21 条例 8・平 24 条例 1・平 29 条例 29・一部改正)

(対象者)

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、茅ヶ崎市に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに該当するもので、規則で定める医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による被保険者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
  - (2) 養育者及び養育者が扶養する前条第 3 項に掲げる児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。
- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者
  - (3) 児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者
  - (4) 規則で定める他の医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる者
- (平 7 条例 29・平 10 条例 12・平 18 条例 38・平 20 条例 9・平 20 条例 30・平 26 条例 45・一部改正)

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな  
い。

(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」とい  
う。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生  
計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親  
族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有  
無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第  
89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするもの  
の前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上で  
あるとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関して  
は、規則の定めるところによる。

(平30条例35・一部改正)

(福祉医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、  
市長に申請し、規則に定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する  
福祉医療証(以下「医療証」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により交付された医療証は、保険医療機関に受診する際に提示しなければな  
らない。

(医療費の助成)

第6条 市長は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が  
行われた場合における医療費(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)に  
よって算定された額又は当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとさ  
れている場合においては、その算定方法によって算定された額を超える額を除く。)のう  
ち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る医療保険各法による世帯主若しく  
は被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を助成する。ただし、医療保険各法  
の規定による入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る  
生活療養標準負担額については、この限りでない。

2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その  
給付の限度において行わない。

(平 6 条例 10・平 7 条例 29・平 9 条例 27・平 18 条例 9・平 18 条例 35・平 20 条例 10・一部改正)

(助成の方法)

第 7 条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当てを受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(届出義務)

第 8 条 ひとり親等は、第 5 条第 1 項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則の定めるところにより市長に届け出なければならない。

(助成の期限)

第 9 条 この条例による医療費の助成を受ける期限は、次のとおりとする。

(1) 対象者は、療養の給付を受けた日から 3 年以内にこれを行わなければならない。

(2) 病院等の請求にあつては、対象者が受診した日から 3 年以内にこれを行わなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第 10 条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第 11 条 ひとり親家庭等に係る医療給付の原因が第三者の行為によるもので、損害賠償がなされた場合には、当該賠償額の範囲においてこの条例による助成は行わず、又は既に助成した金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第 12 条 市長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項、第6条及び第7条並びに第9条から第12条までの規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第10号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第29号)

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第27号)

- 1 この条例中、第1条の規定による茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条ただし書の改正規定及び第2条の規定による茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第6条第1項にただし書を加える改正規定は平成10年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。
- 2 第1条中茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条ただし書の改正規定及び第2条中茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第6条第1項にただし書を加える改正規定の施行前に対象者が保険医療機関について療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第9号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第9号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第35号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第38号)抄

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 3 第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療の給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 10 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 8 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 1 号)抄

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年条例第 35 号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 3 この条例による改正後の茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号の規定は、同項各号に定める前々年の所得が平成 30 年以後の所得である場合について適用し、同項各号に定める前々年の所得が平成 29 年以前の所得である場合については、なお従前の例による。